

## 織物展示館・からりこ館運営業務企画提案競争実施要項

### 1. 業務の目的

川俣町の織物の歴史、文化等の資料を展示するとともに、手織り等の体験を通じて、伝統ある織物や染色の技術等を保存、伝承し、町の魅力をPRする。また、地域経済の活性化に資するため、民間のノウハウや専門分野のネットワーク等を活かして、館オリジナル製品の開発、さらには企画展や各種体験をより効果的でより魅力あるものとするとともに、需要に応じた柔軟な運営体制をとることにより、織物展示館・からりこ館の活性化を目的とする。

### 2. 業務概要

#### (1) 業務名

織物展示館・からりこ館運営業務

#### (2) 業務場所

織物展示館・からりこ館

(福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字東13-1)

#### (3) 業務内容

別添「提案要件書」記載のとおり

#### (4) 業務履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 3. 事業費限度額

事業費の上限は12,701,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

### 4. 企画提案競争により選定を行う理由

本業務の遂行にあたっては、観覧業務から展示内容の企画及び展示替え、体験の受け入れに係る業務等を包括して行うことから、絹織物の専門的な見地を必要とする業務も含まれている。

また、入館者数が伸び悩んでおり、サービスの向上や施設の利用促進を図る取組みが必要となる。

のことから、本業務は、価格のみによる単純競争では目的を達成することが困難であると判断されるため、専門的な知識や経験等を有する者からの提案を広く募集し、本業務の遂行に最も適した提案者を選定するプロポーザル方式によって受託候補者の選定を行うものとする。

## 5. 参加資格

本件企画提案競争に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 公告の日から契約締結の日までの間において、川俣町の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 参加する者が所在する市町村に納付すべき市町村税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 福島県内に事業所（事務所）を有すること。

## 6. 手続き及びスケジュール等

(1) 企画提案競争に係るスケジュールは次のとおりとする。

項目	日 程	備 考
実施要項等の公表期間	公告の日から 令和 8 年 2 月 25 日(水)正午まで	町掲示板及び町公式ホームページに掲載
質問書の受付期間及び回答方法	公告の日から 令和 8 年 2 月 25 日(水)正午まで	回答は、質問者のほか、町公式ホームページに掲載
参加申込書の提出期限	令和 8 年 2 月 25 日(水)正午まで	
一次審査 (書類審査)	令和 8 年 2 月 26 日(木)	
一次審査結果通知	令和 8 年 2 月 27 日(金) (発送)	申込者全員に文書で通知
一次審査結果の公表	令和 8 年 2 月 27 日(金)	町公式ホームページに掲載
二次審査に係る質問書の受付期間及び回答方法	二次審査への招請通知の日から 令和 8 年 3 月 16 日(月)まで	回答は、質問者のほか、町公式ホームページに掲載
二次審査用提案書等の提出期限	令和 8 年 3 月 16 日(月)まで	
二次審査 (プレゼンテーション)	令和 8 年 3 月 17 日(火)	詳細は、別途、参加者に通知
二次審査結果通知	令和 8 年 3 月 18 日(水) (発送)	二次審査参加者全員に文書で通知
企画提案競争による選定結果の公表	令和 8 年 3 月 18 日(水)	町公式ホームページに掲載
契約締結	令和 8 年 4 月 1 日(水)	予定

(2) 担当課

960-1492 福島県伊達郡川俣町字五百田 30 番地  
川俣町役場 政策推進課まちづくり推進係  
電話 : 024-566-2111 内線 2451  
FAX : 024-566-2438  
E-Mail : seisaku@town.kawamata.lg.jp

## 7. 参加申込の方法

### (1)受付期間

公告の日から令和8年2月25日（水）正午まで

### (2)提出書類及び部数

次の書類を各1部提出すること。

- ①参加申込書（様式第4号）
- ②営業所及び委任関係一覧表（添付様式第2号）（該当ある場合に提出）
- ③商業登記簿謄本若しくは商業登記事項証明書、又はその写し
  - ・個人の場合は身分証明書を提出
- ④直前2年間の各営業年度の財務諸表
  - ・法人の場合は、「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し
  - ・個人の場合は、各営業年度の「営業用純資本額調書」及び「収支計算書」又は「確定申告書の写し」で税務署等の受付印があるもの
- ⑤市町村税の納税証明書（原本）
  - ・所在市町村発行の「市町村民税」「固定資産税」「軽自動車税」又は「未納がない」ことの証明書
  - ・委任先を設ける場合は、本社分と委任先分を両方提出する。
- ⑥納税証明書（写しでも可）
  - ・国に納付すべき消費税及び地方消費税の「未納がない」という証明書
  - ・法人の場合は納税証明書その3の3
  - ・個人の場合は納税証明書その3の2
- ⑦委任状（入札、見積、契約、受託等に関する一切の権限を委任する場合に提出）
- ⑧企業概要が確認できる書類
  - ・企業概要パンフレット等、任意のもので可
- ⑨本件プロポーザル参加に対する意向等表明書
  - ・本件業務に対する考え方や提案に向けた思いなどを記載する。
  - ・他参加者との差別化やセールスポイントなどを意識して記載する。
  - ・抽象的にならず、できるだけ具体的に記載する。
  - ・様式は任意とし、A4版1ページ（片面・両面とも可）に納めること。

※（⑥、⑦については、提出日の3か月以内に交付されたものとする。）

### (3)提出場所

6. (2)の担当課に提出する。

#### (4) 提出方法

持参又は郵送（必着）とする。

- ・郵送の場合は書留郵便とし、宛先部分に「企画提案競争参加申込書」と記載すること。
- ・持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等を除く役場開庁時間内とする。

#### (5) 質疑応答

質問及びその回答については次のとおりとする。

① 質問は公告の日から令和 8 年 2 月 25 日（水）正午まで電子メールで行うものとし、件名は「企画提案競争に関する質問について」、質問者の名称、担当者名、連絡先を必ず記載して提出すること。

② 質問への回答は電子メールにより行う。なお、審査に影響しない範囲及び内容について、町公式ホームページにおいて公表する。

### 8. 一次審査

参加申込書等の提出書類をもとに一次審査を行い、最大 5 者を選抜して二次審査の参加とする。

#### (1) 一次審査の評価方法及び基準等

別添「織物展示館・からりこ館運営業務 企画提案競争審査基準」のとおり。

#### (2) 一次審査結果の通知

令和 8 年 2 月 27 日（金）に、一次審査の結果通知書を参加申込書の提出者全員に発送する。

なお、一次審査の通過者が 1 者のみであった場合でも、本件企画提案競争による選定は継続する。

## 9. 二次審査用提案書等の作成

### (1)受付期間

一次審査結果通知（二次審査への参加招請）を受け取った日から令和8年3月16日（月）まで

### (2)提案書等の種類及び部数

次の書類を作成し、各8部を提出すること。

#### ① 提案書

・提案書の構成は任意とするが、用紙サイズはA4版（縦版、横版、片面、両面、体裁等は不問）で、A3版を含めるときは折り込んでサイズを合わせるものとし、別紙「織物展示館・からりこ館運営業務企画提案競争審査基準」に記載されている評価項目に関する内容を必ず含めて作成すること。

#### ② 事業費見積書

・事業費限度額の範囲内とし、内訳として積算根拠を添付すること。  
・提案の一部として金額を提示していただくものであり、契約事務としての正式な見積書ではない。  
・消費税額がわかるように記載すること。

### (3)提出場所

6. (2)の担当課に提出すること。

### (4)提出方法

持参又は郵送（必着）とする。

・郵送の場合は書留郵便とし、宛先部分に「プレゼンテーション関係書類」と記載すること。  
・持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等を除く役場開庁時間内

### (5)質疑応答

質問及びその回答については次のとおりとする。

① 質問は一次審査結果通知（二次審査への参加招請）を受け取った日から令和8年3月16日（月）まで電子メールで行うものとし、件名は「企画提案競争二次審査に関する質問について」、質問者の名称、担当者名、連絡先を必ず記載して提出すること。

②質問への回答は電子メールにより行う。なお、審査に影響しない範囲及び内容について、町公式ホームページにおいて公表する。

## 10. 二次審査（プレゼンテーション）

提案書等の提出書類及びプレゼンテーションによる二次審査を行う。

### (1) プrezentationの実施

#### ①日時

令和8年3月17日(火)

#### ②場所及びタイムスケジュール等

別途、二次審査の参加者に通知する。

### (2) 二次審査の評価方法及び基準等

別紙「織物展示館・からりこ館運営業務委託 企画提案競争審査基準」のとおり。

### (3) 優先交渉権者の特定

提案審査委員会における評価が最も高い者を、本件企画提案競争選定における優先交渉権者として特定する。

なお、契約に向けた優先交渉権者との協議が調わなかった場合に、次点者を繰り上げて協議する場合に備え、二次審査の参加者全てに順位付けを行う。

### (4) 二次審査結果の通知

令和8年3月18日(水)に、二次審査の結果通知書を参加者全員に発送する。

なお、優先交渉権者に対する通知は、審査の結果として特定された事実を通知するものであり、本件業務の契約相手方として決定するものとは異なる。通知したのち、川俣町と優先交渉権者との間で契約締結に向けた具体的協議を行う。

## 11. 契約の締結

本業務の契約は、提案審査委員会が特定した優先交渉権者と業務内容について協議等を行い、仕様書等の内容を確定した後に、改めて随意契約の手続きによる契約締結を行うものとする。

また、仕様書等の確定等について、提案された内容などを基本としながら、優先交渉権者と本町との協議により決定するため、契約額は9(2)で提出いただいた事業費見積書の額と必ずしも一致するものではない。

なお、優先交渉権者との契約締結に至らなかった場合、又は失格条件に該当すると認められた場合には、二次審査における次順位の提案者を優先交渉権者に切り替え、改めて契約に向けた協議や交渉を行うことがある。

## 1 2. 参加の辞退

本件企画提案競争における辞退は隨時できるものとする。なお、この場合には、辞退届（様式は任意）として文書で提出すること。

## 1 3. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の事業費限度額を超えた事業費見積書の提出があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があったと町長が認めた場合
- (5) 実施要項の内容に反すると町長が認めた場合
- (6) その他、町の指示に反する場合など

## 1 4. その他の留意事項

- (1) 参加者は、参加申込書の提出をもって実施要項等の記載内容に同意したものとする。
- (2) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (3) 二次審査への参加は、一次審査において参加決定通知を受けた者のみとする。
- (4) 二次審査に参加できる者が、提出期限までに提案書を提出しない場合は辞退したものとみなす。
- (5) 本件企画提案競争に係る一切の費用等は、本件業務を実施しなくなった場合も含め、全て参加者の負担とする。
- (6) 提出された参加申込書や提案書等の提出期限後における返却はしない。
- (7) 提出された提案書類の著作権は提出者に帰属することとする。

(8) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。

(9) 提出された参加申込書や提案書等は、優先交渉権者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。

(10) 参加者は、複数の参加申込書や提案書等を提出することはできない。

(11) 参加申込書や提案書等の提出期限後における差替及び再提出は、原則としてこれを認めない。

(12) 本件企画提案競争における経過及びその内容等に關し、公表する事項のほかは、いかなる問い合わせにも応じない。

(13) 提出された提案書等は、川俣町情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となる。

(14) 参加者（参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、本件企画提案競争の期間中に審査委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には失格とすることがある。

(15) 本件企画提案競争は随意契約に向けた優先交渉権者を選定するものであり、具体的な業務内容は参加申込書や提案書等に記載された内容、またプレゼンテーション時の質疑応答などを反映しつつ、川俣町との仕様等に係る協議を経ながら決定するので、必ずしも提案内容等に沿って実施するものではない。

(16) 社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画を変更又は中止する場合があります。この場合、参加者に対して川俣町は一切の責任を負わないものとする。

(17) 本件企画提案競争は、令和8年度に予定している事業の契約のための予備手続きであり、当該年度の予算の成立を前提としている。そのため、当該年度の予算が成立しなかった場合は、本件企画提案競争の一切を打ち切ることを承知した上で参加すること。